

## 委員派遣等取扱規程

研究所規則第40号

平成13年4月1日

### (総則)

第1条 独立行政法人港湾空港技術研究所法第10条及び独立行政法人港湾空港技術研究所業務方法書第6条の規定に基づき、独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「研究所」という。）が、役職員を研究所の業務として委員会の委員、講演会または研修の講師等として派遣（以下「委員派遣等」という。）する場合、この規程に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において「業務」とは、独立行政法人港湾空港技術研究所法第10条に規定されるものをいう。

二 この規程において「依頼者」とは、研究所の役職員に委員派遣等を依頼する者をいう。

三 この規程において「技術指導料」とは、委員派遣等を通じ、依頼者に対し技術指導を行った対価として研究所に支払われる料金をいう。

### (委員派遣等の要件)

第3条 研究所は、以下の要件の全てに該当する場合、研究所の業務として委員派遣等を行うことができる。

(1) 研究所の業務である場合。

(2) 研究所の運営に支障がない場合。

(3) 委員派遣の対象となる役職員の健康及び安全に支障がない場合。

### (技術指導料)

第4条 研究所は前条の委員派遣等を行う場合、原則として技術指導料を徴収することとする。ただし、依頼者がやむを得ない事由により技術指導料を支払えない場合には、技術指導料を徴収しないこともあり得る。また、研究所が徴収する委員派遣等に係る技術指導料は、別に定めるものとする。

### (手続)

第5条 研究所は、依頼者より委員委嘱願又は講演依頼等（以下「委員委嘱願等」という。）の提出を受けた場合、当該委員委嘱願等に基づき委員派遣等の諾否及びその技術指導料を徴収するか否かについて審査し決定する。

### (技術指導契約の締結)

第6条 研究所は、技術指導料を徴収する場合は、依頼者との間に技術指導契約を締結するものとし、その手続きは別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

